

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-42672

(P2008-42672A)

(43) 公開日 平成20年2月21日(2008.2.21)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
HO4M 3/00 (2006.01)	HO4M 3/00 E	5K030
HO4L 12/56 (2006.01)	HO4L 12/56 400Z	5K201

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2006-216209 (P2006-216209)	(71) 出願人	000211307 中国電力株式会社 広島県広島市中区小町4番33号
(22) 出願日	平成18年8月8日(2006.8.8)	(74) 代理人	110000176 一色国際特許業務法人
		(72) 発明者	坂本 邦雄 広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社内
		Fターム(参考)	5K030 GA08 GA14 HC01 JA10 MD07 5K201 AA03 CC04 EE08 EF09 FB01

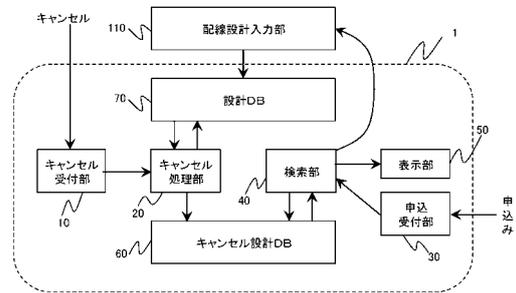
(54) 【発明の名称】 設計データ再利用システム、方法及びプログラム

(57) 【要約】

【課題】 通信回線を提供する事業者が行う顧客への通信回線の提供サービスについて顧客からの申込みがキャンセルされた場合でもそのキャンセルされた申込みに係る回線の設計データを有効利用する。

【解決手段】 通信回線の利用サービスを提供する通信事業者が、利用申込に応じて行う回線設計に係る設計データを再利用するための設計データ再利用システム1であって、申込IDと、利用者識別情報と、利用場所住所と、配線データと、を含んだ設計データが格納された設計DB70と、キャンセル入力を受け付けるキャンセル受付部10と、キャンセルされた利用申込に係る設計データを設計DB70から抽出し、キャンセル設計DB60に格納するキャンセル処理部20と、新規利用申込データの入力を受け付ける申込受付部30と、キャンセル設計DB70から新規申込の利用場所住所の近傍の住所を含んだキャンセル設計データを抽出する検索部40と、を備える。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

通信回線の利用サービスを提供する通信事業者が、利用者からの利用申込に応じて行う回線設計に係る設計データを再利用するための設計データ再利用システムであって、

前記利用申込を特定する情報と、前記利用者を特定する情報と、前記利用者による前記通信回線の利用場所住所と、前記通信事業者が前記利用者に通信回線を提供するための配線を設計した配線データと、を含んだ前記設計データが格納された設計データベースと、

前記通信回線の利用申込についてのキャンセル情報の入力を受け付けるキャンセル受付部と、

前記キャンセル情報に該当する、キャンセルされた利用申込に係る設計データを前記設計データベースから抽出し、キャンセル設計データとしてキャンセル設計データベースに格納するキャンセル処理部と、

利用者による通信回線の利用場所住所を含んだ、通信回線の利用申込みに係る利用申込データの入力を受け付ける申込受付部と、

前記キャンセル設計データベースを参照し、前記申込受付部が入力を受け付けた申込データに含まれる利用場所住所と同一またはその近傍の住所を含んだキャンセル設計データが格納されている場合に、そのキャンセル設計データを抽出する検索部と、

を備えることを特徴とする設計データ再利用システム。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の設計データ再利用システムにおいて、

前記キャンセル処理部は、前記抽出した設計データから利用者を特定する情報を削除したキャンセル設計データを作成し、そのキャンセル設計データをキャンセル設計データベースに格納することを特徴とする設計データ再利用システム。

【請求項 3】

請求項 1 又は 2 に記載の設計データ再利用システムにおいて、

前記キャンセル設計データベースを参照し、前記申込受付部が入力を受け付けた申込データに含まれる利用場所住所と同一またはその近傍の住所を含んだキャンセル設計データが格納されていなかった場合に、格納されていない旨表示する表示部を備えることを特徴とする設計データ再利用システム。

【請求項 4】

通信回線の利用サービスを提供する通信事業者が、利用者からの利用申込に応じて行う回線設計に係る設計データを利用するための設計データ利用システムであって、

前記利用申込を特定する情報と、前記利用者を特定する情報と、前記利用者による前記通信回線の利用場所住所と、前記通信事業者が前記利用者に通信回線を提供するための配線を設計した配線データと、を含んだ前記設計データが格納された設計データベースと、

前記通信回線の利用申込についてのキャンセル情報の入力を受け付けるキャンセル受付部と、

前記キャンセル情報に該当する、キャンセルされた利用申込に係る設計データに、キャンセルを受け付けた旨のフラグをセットするキャンセル処理部と、

利用者による通信回線の利用場所住所を含んだ、通信回線の利用申込みに係る利用申込データの入力を受け付ける申込受付部と、

前記設計データベースを参照し、前記申込受付部が入力を受け付けた申込データに含まれる利用場所住所と同一またはその近傍の住所を含みかつフラグのセットされた設計データが格納されている場合に、その設計データを抽出する検索部と、

を備えることを特徴とする設計データ利用システム。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の設計データ利用システムにおいて、

前記キャンセル処理部は、前記抽出した設計データから利用者を特定する情報を削除した上で、その設計データを設計データベースに格納することを特徴とする設計データ利用システム。

10

20

30

40

50

【請求項 6】

請求項 4 又は 5 に記載の設計データ利用システムにおいて、

前記設計データベースを参照し、前記申込受付部が入力を受け付けた申込データに含まれる利用場所住所と同一またはその近傍の住所を含んだフラグ付きの設計データが格納されていなかった場合に、格納されていない旨表示する表示部を備えることを特徴とする設計データ利用システム。

【請求項 7】

通信回線の利用サービスを提供する通信事業者が、利用者からの利用申込に応じて行う回線設計に係る設計データを再利用するための設計データ再利用方法であって、

コンピュータが、

前記利用申込を特定する情報と、前記利用者を特定する情報と、前記利用者による前記通信回線の利用場所住所と、前記通信事業者が前記利用者に通信回線を提供するための配線を設計した配線データと、を含んだ前記設計データを設計データベースに格納するステップと、

前記通信回線の利用申込についてのキャンセル情報の入力を受け付けるステップと、

前記キャンセル情報に該当する、キャンセルされた利用申込に係る設計データを前記設計データベースから抽出し、キャンセル設計データとしてキャンセル設計データベースに格納するステップと、

利用者による通信回線の利用場所住所を含んだ、通信回線の利用申込みに係る利用申込データの入力を受け付けるステップと、

前記キャンセル設計データベースを参照し、前記入力を受け付けた申込データに含まれる利用場所住所と同一またはその近傍の住所を含んだキャンセル設計データが格納されている場合に、そのキャンセル設計データを抽出するステップと、

を含むことを特徴とする設計データ再利用方法。

【請求項 8】

通信回線の利用サービスを提供する通信事業者が、利用者からの利用申込に応じて行う回線設計に係る設計データを利用するための設計データ利用方法であって、

コンピュータが、

前記利用申込を特定する情報と、前記利用者を特定する情報と、前記利用者による前記通信回線の利用場所住所と、前記通信事業者が前記利用者に通信回線を提供するための配線を設計した配線データと、を含んだ前記設計データを設計データベースに格納するステップと、

前記通信回線の利用申込についてのキャンセル情報の入力を受け付けるステップと、

前記キャンセル情報に該当する、キャンセルされた利用申込に係る設計データに、キャンセルを受け付けた旨のフラグをセットするステップと、

利用者による通信回線の利用場所住所を含んだ、通信回線の利用申込みに係る利用申込データの入力を受け付けるステップと、

前記設計データベースを参照し、前記入力を受け付けた申込データに含まれる利用場所住所と同一またはその近傍の住所を含みかつフラグのセットされた設計データが格納されている場合に、その設計データを抽出するステップと、

を含むことを特徴とする設計データ利用方法。

【請求項 9】

通信回線の利用サービスを提供する通信事業者が、利用者からの利用申込に応じて行う回線設計に係る設計データを再利用するための設計データ再利用プログラムであって、

コンピュータに、

前記利用申込を特定する情報と、前記利用者を特定する情報と、前記利用者による前記通信回線の利用場所住所と、前記通信事業者が前記利用者に通信回線を提供するための配線を設計した配線データと、を含んだ前記設計データを設計データベースに格納するステップと、

前記通信回線の利用申込についてのキャンセル情報の入力を受け付けるステップと、

前記キャンセル情報に該当する、キャンセルされた利用申込に係る設計データを前記設計データベースから抽出し、キャンセル設計データとしてキャンセル設計データベースに格納するステップと、

利用者による通信回線の利用場所住所を含んだ、通信回線の利用申込みに係る利用申込データの入力を受け付けるステップと、

前記キャンセル設計データベースを参照し、前記入力を受け付けた申込データに含まれる利用場所住所と同一またはその近傍の住所を含んだキャンセル設計データが格納されている場合に、そのキャンセル設計データを抽出するステップと、

を実行させることを特徴とする設計データ再利用プログラム。

【請求項 10】

通信回線の利用サービスを提供する通信事業者が、利用者からの利用申込に応じて行う回線設計に係る設計データを利用するための設計データ利用プログラムであって、

コンピュータに、

前記利用申込を特定する情報と、前記利用者を特定する情報と、前記利用者による前記通信回線の利用場所住所と、前記通信事業者が前記利用者に通信回線を提供するための配線を設計した配線データと、を含んだ前記設計データを設計データベースに格納するステップと、

前記通信回線の利用申込についてのキャンセル情報の入力を受け付けるステップと、

前記キャンセル情報に該当する、キャンセルされた利用申込に係る設計データを前記設計データベースから抽出し、キャンセルを受け付けた旨のフラグをセットし、設計データベースに格納するステップと、

利用者による通信回線の利用場所住所を含んだ、通信回線の利用申込みに係る利用申込データの入力を受け付けるステップと、

前記設計データベースを参照し、前記入力を受け付けた申込データに含まれる利用場所住所と同一またはその近傍の住所を含みかつフラグのセットされた設計データが格納されている場合に、その設計データを抽出するステップと、

を実行させることを特徴とする設計データ利用プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

通信回線を提供する事業者が行う顧客への通信回線の提供サービスについて顧客からの申込みがキャンセルされた場合でもそのキャンセルされた申込みに係る回線の設計データを有効利用できる設計データ再利用システム、方法及びプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

光ファイバーなどの通信回線を提供する事業者は、顧客からの利用申込みを受けると、当該顧客へ通信回線を提供するため、通信回線の配線データを設計する。しかし、顧客の都合により、利用申込みをキャンセルされる場合がある。こうした場合には、これまでは設計した配線データを廃棄していたため、折角、設計した配線データが無駄となるとの問題があった。

【0003】

特に、近年、通信業界の競争は激化しており、顧客の中には価格やサービス内容等を比較して業者の変更を頻繁に行う例も少なくない。したがって、キャンセルに伴う種々の無駄を省いて業務の効率化を図ることは、通信事業者にとって通信業界の激化している競争を勝ち抜くために極めて重要である。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

本願発明者は、一旦、設計した配線データは申込みをキャンセルされた場合でも廃棄せ

10

20

30

40

50

ずに保存しておけば、キャンセルした顧客の住所に近隣の住所を有する新たな顧客にその配線データを利用でき、設計した配線データが無駄にならず、また新たに設計する作業負担を軽減できることに着目して本発明に至ったものであり、通信回線を提供する事業者が行う顧客への通信回線の提供サービスについて顧客からの申込みがキャンセルされた場合でもそのキャンセルされた申込みに係る回線の設計データを有効利用できる設計データ再利用システム、方法及びプログラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0005】

第1の発明は、通信回線の利用サービスを提供する通信事業者が、利用者からの利用申込に応じて行う回線設計に係る設計データを再利用するための設計データ再利用システムであって、

10

前記利用申込を特定する情報と、前記利用者を特定する情報と、前記利用者による前記通信回線の利用場所住所と、前記通信事業者が前記利用者に通信用回線を提供するための配線を設計した配線データと、を含んだ前記設計データが格納された設計データベースと、

前記通信回線の利用申込についてのキャンセル情報の入力を受け付けるキャンセル受付部と、

前記キャンセル情報に該当する、キャンセルされた利用申込に係る設計データを前記設計データベースから抽出し、キャンセル設計データとしてキャンセル設計データベースに格納するキャンセル処理部と、

利用者による通信回線の利用場所住所を含んだ、通信回線の利用申込みに係る利用申込データの入力を受け付ける申込受付部と、

20

前記キャンセル設計データベースを参照し、前記申込受付部が入力を受け付けた申込データに含まれる利用場所住所と同一またはその近傍の住所を含んだキャンセル設計データが格納されている場合に、そのキャンセル設計データを抽出する検索部と、

を備えることを特徴とする設計データ再利用システムである。

【0006】

第2の発明は、第1の発明に記載の設計データ再利用システムにおいて、

前記キャンセル処理部は、前記抽出した設計データから利用者を特定する情報を削除したキャンセル設計データを作成し、そのキャンセル設計データをキャンセル設計データベースに格納することを特徴とする設計データ再利用システムである。

30

【0007】

第3の発明は、第1又は第2の発明に記載の設計データ再利用システムにおいて、

前記キャンセル設計データベースを参照し、前記申込受付部が入力を受け付けた申込データに含まれる利用場所住所と同一またはその近傍の住所を含んだキャンセル設計データが格納されていなかった場合に、格納されていない旨表示する表示部を備えることを特徴とする設計データ再利用システムである。

【0008】

第4の発明は、通信回線の利用サービスを提供する通信事業者が、利用者からの利用申込に応じて行う回線設計に係る設計データを利用するための設計データ利用システムであって、

40

前記利用申込を特定する情報と、前記利用者を特定する情報と、前記利用者による前記通信回線の利用場所住所と、前記通信事業者が前記利用者に通信用回線を提供するための配線を設計した配線データと、を含んだ前記設計データが格納された設計データベースと、

前記通信回線の利用申込についてのキャンセル情報の入力を受け付けるキャンセル受付部と、

前記キャンセル情報に該当する、キャンセルされた利用申込に係る設計データを前記設計データベースから抽出し、その設計データにキャンセルを受け付けた旨のフラグをセットして設計データベースに格納するキャンセル処理部と、

利用者による通信回線の利用場所住所を含んだ、通信回線の利用申込みに係る利用申込データの入力を受け付ける申込受付部と、

50

前記設計データベースを参照し、前記申込受付部が入力を受け付けた申込データに含まれる利用場所住所と同一またはその近傍の住所を含みかつフラグのセットされた設計データが格納されている場合に、その設計データを抽出する検索部と、
を備えることを特徴とする設計データ利用システムである。

【0009】

第5の発明は、第4の発明に記載の設計データ利用システムにおいて、
前記キャンセル処理部は、前記抽出した設計データから利用者を特定する情報を削除した上で、その設計データを設計データベースに格納することを特徴とする設計データ利用システムである。

【0010】

第6の発明は、第4又は第5の発明に記載の設計データ利用システムにおいて、
前記設計データベースを参照し、前記申込受付部が入力を受け付けた申込データに含まれる利用場所住所と同一またはその近傍の住所を含んだフラグ付きの設計データが格納されていなかった場合に、格納されていない旨表示する表示部を備えることを特徴とする設計データ利用システムである。

【発明の効果】

【0011】

本発明によれば、顧客が通信回線の利用申込をキャンセルした場合にも、そのキャンセルされた利用申込に係る設計データを有効に再利用することが可能となる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0012】

図1は、本発明の一実施形態である設計データ再利用システム1の全体構成図である。同図に示すように、本実施形態の設計データ再利用システム1は、キャンセル受付部10、キャンセル処理部20、申込受付部30、検索部40、及び表示部50の各機能部と、キャンセル設計データベース60と、設計データベース70と、を備えている。

【0013】

また、設計データ再利用システム1には、配線設計入力部110が接続されている。なお、設計データ再利用システム1は、例えば、コンピュータシステムにより構成され、上記機能部10～40は、コンピュータのCPUがハードディスク装置などの記憶装置に記憶されたプログラムを読み出して実行することにより実現される。

【0014】

設計データベース70には、利用の申込みを特定する情報（以下、申込IDという）と、その申込みをした利用者を特定する情報（例えば、氏名あるいは顧客番号などで、以下、利用者識別情報という）と、その利用者が通信回線を利用している場所の住所と、通信事業者がその利用者に通信回線を提供するための配線を設計した配線データと、を含む設計データが予め格納されている。

【0015】

図2は、設計データのデータ構成を示す。また、図3は、設計データに含まれる配線データの構成を示す。同図に示すように、配線データは、収容局名、ポート番号、心線番号、ドロップクローザ位置、局方向電柱番号を含んでいる。収容局名は、顧客に提供する通信回線の収容局を示し、ポート番号は、収容局での接続チャンネルを示し、心線番号は顧客が使用する回線の番号を示し、ドロップクローザ位置は、電柱上等に張られた光ケーブルの光ファイバー等の回線の接続・分岐部材の位置を示し、局方向電柱番号は、収容局の方向を示すための番号を示している。このような配線データの設計は、顧客の住所に応じて、収容局を決定し、その収容局の空いているポートを特定して心線番号を決定するなどの作業が必要であり、1件当たり例えば5～10分程度の時間がかかる。通信回線の利用申込件数が多大になると、配線データの設計作業は大きな業務負担となってしまううえ、申込がキャンセルされた場合にその設計データを破棄してしまうと、設計作業自体が無駄になってしまう。本実施形態のシステムは、キャンセルされた申込に関わる配線データを再利用できるようにすることで、設計作業の負担軽減を図ることができるようにするも

10

20

30

40

50

のである。

【 0 0 1 6 】

キャンセル受付部 10 は、既に通信回線の利用申込した利用者から利用のキャンセルがあった場合に、当該キャンセルに係る情報（以下、キャンセル情報という）の入力を受け付ける。キャンセル情報は、キャンセルされた申込みに係る申込 ID と、利用者識別情報と、この利用者による通信回線の利用場所住所と、を含むものである。なお、キャンセル受付部 10 は、利用者からの申込キャンセルがインターネット等通信回線を利用してオンラインで直接的に受け付けられるようにしてもよいし、通信事業者のオペレータが利用者から電話等で申込キャンセルを受け付けて、オペレータが当該キャンセルに係る入力操作をすることができるシステム端末であってもよい。

10

【 0 0 1 7 】

キャンセル処理部 20 は、キャンセル受付部 10 で受け付けたキャンセル情報に基づいて設計データを設計データベース 70 から抽出し、キャンセル設計データとしてキャンセル設計データベース 60 に格納する。なお、抽出された設計データは、設計データベースから消去される。

【 0 0 1 8 】

キャンセル設計データも、設計データと同様、申込 ID と、利用者識別情報と、その利用者が通信回線を利用している場所の住所と、通信事業者が利用者に通信回線を提供するための配線を設計した配線データと、を含むデータである。なお、キャンセル処理部 20 では、利用者の個人情報を誤って目的外に利用することを防止するため、キャンセル設計データに含まれる利用者識別情報を削除した上でキャンセル設計データとして格納することとしてもよい。

20

【 0 0 1 9 】

申込受付部 30 は、通信回線の新たな利用の申込があった場合に、その新たな申込に係る情報（以下、新規申込情報という）の入力を受け付ける。この新たな申込に係る情報は、この利用者識別情報と、申込者が通信回線を利用しようとしている場所の住所とを含んでいる。なお、申込受付部 30 は、利用者からの申込みがインターネット等通信回線を利用してオンラインで直接的に受け付けられるようにしてもよいし、通信事業者のオペレータが利用者から電話等で申込を受け付けて、オペレータが当該申込に係る入力操作をすることができるシステム端末であってもよい。

30

【 0 0 2 0 】

検索部 40 は、キャンセル設計データベースを参照して申込受付部 30 に入力された新規申込データに含まれる住所の近傍又は同一の住所を含むキャンセル設計データを検索する。そして、該当するキャンセル設計データが、キャンセル設計データベース 60 に格納されていた場合には、このキャンセル設計データを抽出する。なお、抽出されたキャンセル設計データは、キャンセル設計データベース 60 から消去される。また、抽出されたキャンセル設計データは、配線設計入力部 110 に移され、その抽出したキャンセル設計データに含まれる配線データを利用して、新たな申込の通信回線に係る配線データを設計することができる。そして、配線設計入力部 110 で設計された新たな配線データは、前記利用者識別情報と前記利用者が前記通信回線を利用している場所の住所とに関連付けた上で設計データとして設計データベース 70 に格納される。

40

【 0 0 2 1 】

表示部 50 は、検索部 40 が新たな利用者に係る住所に近傍する住所をキャンセル設計データベース 60 の中で検索したが格納されていなかった場合には、近傍する住所を含むキャンセル設計データは格納されていない旨を表示する。

【 0 0 2 2 】

図 4 は、通信回線利用申込みのキャンセルがあったときに、設計データベースから設計データを抽出し、キャンセル設計データをキャンセル設計データベースに格納するまでの手順を示したものである。

【 0 0 2 3 】

50

まず、キャンセル受付部 10 で、利用者から通信回線利用申込みのキャンセルを受け付ける (S 402)。キャンセルの受け付けの際には、キャンセル情報の入力も受け付ける (S 402)。次に、キャンセル処理部 20 は、キャンセル情報に対応する設計データを設計データベース 70 から抽出する (S 404)。そして、キャンセル処理部 20 は、抽出した設計データをキャンセル設計データとしてキャンセル設計データベース 60 に格納する (S 406)。

【0024】

図 5 は、新規の申込みがあったときに、設計データ再利用システム 1 を利用して新規の設計データを作成する手順を示すものである。

【0025】

まず、申込受付部 30 で利用者から新規の通信回線利用申込みを受け付ける (S 502)。申込みの際には、新規申込情報の入力も受け付ける (S 502)。次に、検索部 40 で、キャンセル設計データベース 60 を参照して、新規申込情報に係る住所の近傍の住所を含むキャンセル設計データを検索する (S 504)。該当するキャンセル設計データがキャンセル設計データベース 60 に格納されていた場合は (S 504: YES)、このキャンセル設計データを抽出して、配線設計入力部 110 に移す (S 506)。そして、その抽出したキャンセル設計データに含まれる配線データをそのままあるいは微修正して新規の申込みに係る配線データを作成する。(S 508)。

【0026】

一方、該当するキャンセル設計データがキャンセル設計データベース 60 に格納されていなかった場合は (S 504: NO)、表示部 50 に適当なキャンセル設計データがキャンセル設計データベース 60 にない旨表示する (S 510)。そして、新規申込みに係る配線データを新規に作成する (S 512)。

【0027】

作成された配線データは、申込 ID と利用者識別情報と利用場所の住所と共に設計データとして設計データベース 70 に格納される (S 514)。

【0028】

以上の通り、本発明によれば、通信回線を提供する事業者が行う顧客への通信回線の配線設計を申込みがキャンセルされた場合に保存し、再利用することができる。これまでは、利用者から通信回線の利用のキャンセルを受けた場合、当該利用者にかかる設計データは消去していた。しかし、本発明によれば、一旦、設計した配線データは申込みをキャンセルされた場合でも廃棄せずに保存しておくことができる。そして、キャンセルした以前の顧客の近隣に新たな顧客を獲得した場合には、キャンセルした顧客の設計データを、そのままあるいは微修正を加えることで利用し、新たな配線データの設計をすることができるので、設計に係る作業負担を軽減することができる。よって、設計した配線データが無駄にならず、また配線データを廃棄する作業も省けるというメリットがある。さらに、新たに設計することの作業負担を軽減できることから、設計を迅速に行うことができるというメリットもある。

【0029】

なお、キャンセルした利用者に係る設計データには、その利用者を特定するための情報も含まれており、そのまま保存したのでは、個人情報を誤って別の目的に利用してしまう虞がある。すなわち、個人情報の保護に関する法律（いわゆる個人情報保護法）では特定の個人を識別できる個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとしているが、本発明によれば、設計データをキャンセル設計データとして保存する際に利用者を特定する情報を削除することもできるので、個人情報の目的外利用を防止することが可能である。

【0030】

図 6 は、本発明の別の実施形態である設計データ利用システム 2 の全体構成図である。同図に示すように、本実施形態の設計データ利用システム 2 は、キャンセル受付部 10、キャンセル処理部 22、申込受付部 30、検索部 42、及び表示部 50 の各機能部と、設

10

20

30

40

50

計データベース72と、を備えている。また、設計データ利用システム2には、配線設計入力部110が接続されている。

【0031】

キャンセル受付部10は、設計データ再利用システム1でのキャンセル受付部10と同様、既に通信回線の利用申込した利用者から利用のキャンセルがあった場合に、当該キャンセルに係る情報を受け付ける。

【0032】

キャンセル処理部22は、キャンセル受付部10で受け付けたキャンセル情報に該当する設計データを設計データベース72から抽出し、その設計データについてキャンセルを受け付けた旨のフラグ(以下、キャンセルフラグという)をセットする。なお、キャンセル処理部22では、利用者の個人情報を誤って目的外に利用することを防止するため、キャンセルを受け付けた場合は設計データに含まれる利用者を特定する情報を削除することとしてもよい。

10

【0033】

申込受付部30は、設計データ再利用システム1での申込受付部30と同様、通信回線の新たな利用の申込があった場合に、その新たな申込に係る情報を受け付ける。

【0034】

検索部42は、設計データベース72にアクセスして新たな申込における通信回線の利用場所の住所の近傍又は同一の住所を含む設計データを検索する。そして、キャンセルフラグがセットされ、かつ該当する設計データが抽出された場合に、設計データを抽出する。なお、抽出された設計データのキャンセルフラグは、リセットされる。また、抽出された設計データは、配線設計入力部110に移され、その抽出した設計データに含まれる配線データを利用して、新たな申込の通信回線に係る配線データを設計することができる。そして、配線設計入力部110で設計された新たな配線データは、前記利用者識別情報と前記利用者が前記通信回線を利用している場所の住所とに関連付けた上で設計データとして設計データベース72に格納される。

20

【0035】

表示部50は、設計データ再利用システム1での表示部50と同様、検索部42が新たな利用者に係る住所に近傍する住所を設計データベース72の中で検索したが格納されていない場合には、近傍する住所を含むキャンセル設計データは格納されていない旨を表示する。

30

【0036】

以上の通り、設計データベース72にキャンセルされた利用者の設計データに目印を付した上で保存しておくこととしても、設計データ再利用システム1と同様の効果を得ることができる。

【0037】

なお、以上の実施形態の説明は、本発明の理解を容易にするためのものであり、本発明を限定するものではない。本発明はその趣旨を逸脱することなく、変更、改良され得ると共に本発明にはその等価物が含まれることは勿論である。

【図面の簡単な説明】

40

【0038】

【図1】本発明の一実施形態である設計データ再利用システム1の全体構成図である。

【図2】本発明における設計データの構成を示す図である。

【図3】本発明における設計データに含まれる配線データの構成を示す図である。

【図4】本発明における利用申込のキャンセル受付の手順を示すフロー図である。

【図5】本発明において新規の利用申込を受け付けて配線データを作成する手順を示すフロー図である。

【図6】本発明の別の実施形態である設計データ利用システム2の全体構成図である。

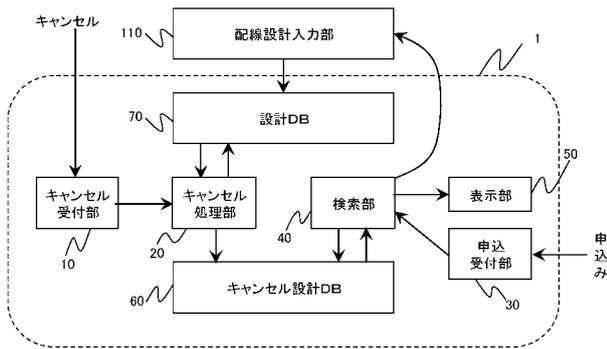
【符号の説明】

【0039】

50

- 1 設計データ再利用システム
- 2 設計データ利用システム
- 10 キャンセル受付部
- 20, 22 キャンセル処理部
- 30 申込受付部
- 40, 42 検索部
- 50 表示部
- 60 キャンセル設計データベース
- 70, 72 設計データベース
- 110 配線設計入力部

【図1】



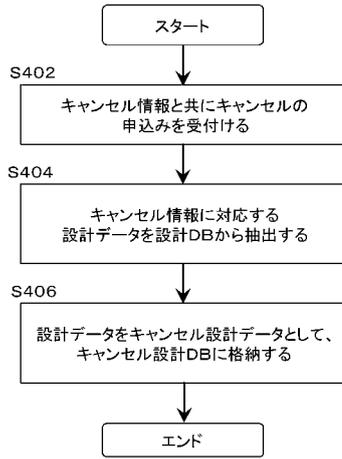
【図3】

申込ID	收容局名	ポート番号	心線番号	ドロップクロージャ位置	局方向 電柱番号
〇〇	〇〇局	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇	〇〇局	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇	〇〇局	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇	〇〇局	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇	〇〇局	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇	〇〇局	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇	〇〇局	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
<略>					
〇〇	〇〇局	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇	〇〇局	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇	〇〇局	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇	〇〇局	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

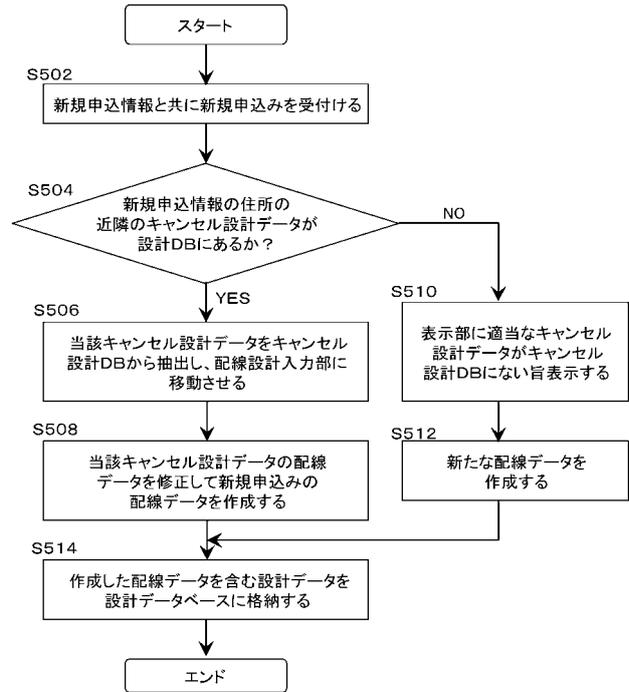
【図2】

申込ID	利用者識別情報		回線利用場所住所	配線データ
	顧客番号	利用者名 (会社名)		
〇〇	〇〇〇	××××	××××××	データファイル添付
〇〇	〇〇〇	××××	××××××	データファイル添付
〇〇	〇〇〇	××××	××××××	データファイル添付
〇〇	〇〇〇	××××	××××××	データファイル添付
〇〇	〇〇〇	××××	××××××	データファイル添付
〇〇	〇〇〇	××××	××××××	データファイル添付
〇〇	〇〇〇	××××	××××××	データファイル添付
<略>				
〇〇	〇〇〇	××××	××××××	データファイル添付
〇〇	〇〇〇	××××	××××××	データファイル添付
〇〇	〇〇〇	××××	××××××	データファイル添付
〇〇	〇〇〇	××××	××××××	データファイル添付

【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】

